

県産木材建築利用促進事業費補助金交付要綱
(県産木材使用割合向上支援)

(趣旨)

第1 一般社団法人島根県木材協会（以下「木材協会」という。）が実施する県産木材建築利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年5月31日付け島根県規則第32号。）、県産木材利用促進事業費補助金交付要綱（令和2年3月25日付け林第1149号）、県産木材利用促進事業実施要領（令和2年3月25日付け林第1182号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で事業を実施するものとする。

(補助金交付の目的等)

第2 補助金の目的、補助金交付の対象者、補助金の額等は次に掲げるとおりとする。

1 補助金交付の目的

住宅の新築や増改築において、県産木材の利用促進を通じて、地域の雇用創出や地場産業の振興に資することを目的とする。

2 補助金交付の対象者と補助条件

(1) 補助金交付の対象者

「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領（令和2年3月25日付け林第1148号。以下「認定制度実施要領」という。）第2条で定める「しまねの木」活用工務店（以下「認定工務店」という。）、または認定工務店となることが確実な者とする。ただし、補助金の交付については、認定制度実施要領第4で定める「しまねの木」活用建築士・工務店認定講習会を受講し、認定工務店として認定された後とする。

(2) 補助条件

- ①建築する全木造住宅の県産木材割合を前年度に比べて10%以上引き上げるもの。
- ②製材工場からの県産木材製品供給体制の強化や、県産木材のPRなど、県産木材使用割合を引き上げるために必要な新たな取組を行うもの。

3 補助対象経費及び補助金の額

別表のとおり。

(補助金の申込)

第3 補助金を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込期日までに補助金申込書（以下「申込書」という。様式1）に関係書類を揃えて木材協会に申し込むものとする。

関係書類	申込期日
イ 県産木材使用割合引き上げに係る経費 (1) 「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領 様式第8号別添 県産木材使用状況内訳書の写し (2) 都道府県税に未納がないことが証明できるもの（初回申請のみ） (3) （認定工務店でない場合）「しまねの木」活用工務店認定申請確認書（様式1-2）	取組の着手前 までとする

2 木材協会は、前項の申込書を受理したときは、申込内容を審査し、その結果を申込者に通知するものとする。

(補助金の利用辞退)

第4 申込者が補助金の利用を辞退する場合は、補助金利用辞退届（様式2）により、速やかに木材協会に届け出るものとする。

(補助金の交付申請)

第5 第3の2項により採用通知を受理した申込者は、補助金申請に係る取組完了後速やかに補助金交付申請書(様式3)に関係書類を添えて、木材協会に提出するものとする。

補助金交付申請書の受付期限は別に定める日とする。

2 前項に掲げる関係書類は次の各号に該当するものをいう。

(1) 県産木材使用状況内訳書(様式4)

(2) 製材工場からの県産木材製品の供給体制強化や、県産木材のPR等の取組に関する資料(H P画面、チラシ等)と取組状況が確認できる写真

(3) 領収書等、経費の支払いが確認できるものの写し

(補助金の支払い)

第6 木材協会は、申請書を受理したときは申請内容を審査し、適正と認めるときは、申請者へ交付決定を通知するとともに、指定する口座に補助金を振り込むものとする。適正と認められなかった場合は、申請者にその旨を通知するものとする。

なお、補助金の振り込みは、原則として一定期間の申請に応じて、申請者ごとに一括で振り込むこととする。

(関係者との協力・連携)

第7 木材協会は、当該事業の実施に当たり、施工業者(工務店、建築士、製材工場等)と協力・連携を図るものとする。

(その他)

第8 補助事業の実施に当たっては、申請者又は納材業者等は、当該補助事業に係る証拠書類を明らかにしておくとともに、検査等において確認を求められた場合は、速やかに提出できるよう整備・保管しておくものとする。

なお、当該証拠書類は、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間は保管しなければならない。

第11 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

補助対象	補助区分	基本要件	補助金の額及び限度額	
			補助上限額	補助金額
<p>認定工務店または認定工務店となる者が、建築する全木造住宅の県産木材使用割合を大きく引き上げる工務店</p>	<p>製材工場からの県産木材製品の供給体制強化や、県産木材のPRなど、県産木材使用割合を上げるために必要な取組に係る経費。ただし人件費は除く。</p>	<p>前年度に比べて、認定工務店が建築する全ての木造住宅において県産木材使用割合を10%以上引き上げる工務店</p>	<p>1社当たり100万円を上限とする</p>	<p>経費の1/2以内</p>